

平成 19 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライスドットコム
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 兼 コーポレート本部長 中村 浩二
電 話 03 - 5739 - 3350

取締役及び監査役に対する ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

本日開催されました取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて下記のとおり決議し、平成19年12月19日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成 11 年 11 月 18 日開催の創立総会の決議において、取締役の報酬額は、年額 2 億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。) 監査役の報酬額は、年額 5,000 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役及び監査役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額 3,000 万円、監査役に対する報酬として年額 500 万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 取締役及び監査役に対して新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主重視の経営意識を高めるとともに健全な経営体質の確立を図ることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については普通株式 300 株を、監査役については普通株式 50 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役については 300 個を、監査役については 50 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値の金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年12月20日から平成29年12月19日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

その他の新株予約権の行使に関する条件については、取締役会決議により定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日における当社株価及び行使価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単値に基づくものいたします。

(13) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

以上